

秋田県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱者に指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日
一般財団法人秋田県建築住宅センター	秋田県秋田市中通二丁目3番8号	県営住宅使用料、県営住宅入居者敷金及び県営住宅駐車場使用料	令和8年2月25日	令和8年3月17日